



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金)
号外第 39 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	平成 24 年改正条例附則第 2 項等の規定による給料に関する規則 (4) (給与課) 2
	人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則 (5) (任用課) 4
	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 (6) (給与課) 5
	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (7) (〃) . . . 8
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (8) (〃) 15
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (9) (〃) 21
	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める 規則の一部を改正する規則 (10) (〃) 24
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (11) (〃) 26
	職員の給与に関する条例別表第 2 の備考 2 等の規定に基づく給料月額調整に関する 規則の一部を改正する規則 (12) (〃) 29
	平成 18 年改正条例附則第 7 条の規定による給料に関する規則を廃止する規則 (13) (〃) 37

人 事 委 員 会 規 則

平成24年改正条例附則第2項等の規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第4号

平成24年改正条例附則第2項等の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年鳥取県条例第41号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第2項から第5項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 平成18年経過措置規則 平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則を廃止する規則（平成24年鳥取県人事委員会規則第13号）による廃止前の平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第14号）をいう。
- (2) 施行日 平成24年改正条例が施行される平成24年4月1日をいう。
- (3) 平成18年保障額 施行日の前日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）附則第7条第1項第1号に定める割合を乗じないとしたならば受けることとなる給料の月額に1,000分の978（平成24年改正条例附則第2項の適用を受ける者にあつては1,000分の986、医療職給料表（1）の適用を受ける者にあつては1,000分の984）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）をいう。
- (4) 調整事項 平成18年経過措置規則第4条第1項各号に掲げる場合をいう。
- (5) 人事交流等職員 施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなる職員で、国家公務員又は職員以外の地方公務員から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となったものをいう。

(平成24年改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める職員)

第3条 平成24年改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める職員は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。

公安職給料表	3級118号給から145号給まで
教育職給料表(1)	1級105号給から153号給まで
教育職給料表(2)	1級101号給から125号給まで
研究職給料表	1級108号給から152号給まで
医療職給料表(2)	2級80号給から105号給まで
医療職給料表(3)	2級104号給から157号給まで
海事職給料表	2級79号給から113号給まで

(平成24年改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員等)

第4条 平成24年改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。

公安職給料表	1級1号給から3級145号給まで
教育職給料表(1)	1級1号給から2級24号給まで
教育職給料表(2)	1級1号給から2級36号給まで

研究職給料表	1級1号給から152号給まで
医療職給料表(1)	1級1号給から12号給まで
医療職給料表(2)	1級1号給から3級4号給まで
医療職給料表(3)	1級1号給から3級4号給まで
海事職給料表	1級1号給から2級113号給まで

2 平成24年改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める額は、平成18年保障額と給料月額との差額（当該差額が2万円を超えるときは2万円）の2分の1に相当する額を平成18年保障額から控除した額とする。

（平成24年改正条例附則第4項の規定による給料の支給）

第5条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（平成24年改正条例附則第3項に規定する職員を除く。）のうち施行日以後に調整事項に該当することとなった職員には、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その者が施行日の前日に調整事項に該当し、平成18年経過措置規則第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けていたとしたならば平成24年改正条例附則第3項の規定により給料として支給される額に相当する額を、平成24年改正条例附則第4項の規定による給料として支給する。

（平成24年改正条例附則第5項の規定による給料の支給）

第6条 人事交流等職員（人事交流等職員となった日以後に調整事項に該当することとなった職員を除く。）には、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その者が施行日の前日に人事交流等職員となり、平成18年経過措置規則第5条第1項の規定の適用を受けていたとしたならば平成24年改正条例附則第3項の規定により給料として支給される額に相当する額を、平成24年改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員のうち人事交流等職員となった日以後に調整事項に該当することとなった職員には、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その者が施行日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたとしたならば前条の規定により給料として支給される額に相当する額を、平成24年改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。

（この規則により難い場合の措置）

第7条 平成24年改正条例附則第2項から第5項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第5号

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員) 第2条 人事委員会事務局に、事務局職員を置き、その職は、事務局長、次長、課長、主幹、 <u>係長</u> 、主事及び機械技師とする。	(職員) 第2条 人事委員会事務局に、事務局職員を置き、その職は、事務局長、次長、課長、主幹、 <u>副主幹</u> 、主事及び機械技師とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第6号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 子ども発達支援課の<u>係長</u>（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(11) 教育総務課の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の<u>係長</u>（学校教育の指導、教員の人事又は高等特別支援学校の設置準備を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、<u>係長</u>（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、<u>係長</u>（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、<u>係長</u>（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、<u>係長</u>（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の<u>係長</u>（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事</p> <p>(12)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 子ども発達支援課の<u>係長</u>（学校等関係機関との調整強化を担当するものに限る。）</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(12) 教育総務課の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、<u>係長</u>（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主</p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 子ども発達支援課の<u>副主幹</u>（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(11) 教育総務課の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の<u>指導係長</u>、<u>管理係長</u>、<u>副主幹</u>（高等特別支援学校の設置準備を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、<u>指導係長</u>、<u>管理係長</u>、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、<u>副主幹</u>（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、<u>副主幹</u>（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、<u>文化財係長</u>及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の<u>副主幹</u>（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事</p> <p>(12)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 子ども発達支援課の<u>副主幹</u>（学校等関係機関との調整強化を担当するものに限る。）</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(12) 教育総務課の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、<u>指導係長</u>、<u>管理係長</u>、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の<u>指導係長</u>、<u>管理係</u></p>

事、特別支援教育課の係長（学校教育の指導、教員の人事又は高等特別支援学校の設置準備を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、係長（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、係長（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の係長（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事

(13)～(19) 略

4 略

(医療職給料表)

第4条 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

- (1) 総合事務所福祉保健局健康支援課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、医薬・疾病対策室長（人事委員会が定めるものに限る。）、医薬・感染症対策室長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士、衛生技師及び歯科衛生士
- (2) 略
- (3) 総合事務所生活環境局の局長（人事委員会が定めるものに限る。）、副局長（人事委員会が定めるものに限る。）、参事（人事委員会が定めるものに限る。）、環境・循環推進課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、動物・自然公園係長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師
- (4) 総合療育センターの副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、理学療法

長、副主幹（高等特別支援学校の設置準備を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の副主幹（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事

(13)～(19) 略

4 略

(医療職給料表)

第4条 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

- (1) 総合事務所福祉保健局健康支援課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、医薬・疾病対策室長（人事委員会が定めるものに限る。）、感染症・疾病対策室長（人事委員会が定めるものに限る。）、医薬係長、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士、衛生技師及び歯科衛生士
- (2) 略
- (3) 総合事務所生活環境局の局長（人事委員会が定めるものに限る。）、副局長（人事委員会が定めるものに限る。）、参事（人事委員会が定めるものに限る。）、環境・循環推進課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、動物・鳥獣係長（人事委員会が定めるものに限る。）、動物・自然公園係長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師
- (4) 総合療育センターの副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、理学療法

主任、作業療法主任、言語聴覚主任、管理栄養主任、臨床心理主任、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、臨床心理士、 <u>臨床検査技師</u> 及び衛生技師 (5)～(8) 略 3 略	主任、作業療法主任、言語聴覚主任、管理栄養主任、臨床心理主任、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、臨床心理士及び衛生技師 (5)～(8) 略 3 略
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第7号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 経験年数 職種に応じ、次に定めるところによる年数をいう。</p> <p>ア 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員にあっては、修学年数調整表(別表第2)の<u>基準学歴欄の高校卒の区分に対応する学歴区分欄に掲げるその者の該当する学歴(以下「基礎学歴」という。)</u>を取得したとき以後の職員として在職した年数と職員として在職した期間以外の期間について<u>経験年数換算表(1)(別表第3のア)</u>に定める換算率を乗じて得た年数(以下「換算年数」という。)とを合算した年数から、<u>修学年数調整表に掲げる学歴区分のうちその者に適用される学歴区分の修学年数と基礎学歴の学歴区分の修学年数との差の年数を減じた年数(減ずる場合には、換算年数から減じ、なお、減ずる年数のある場合には、職員として在職した年数から減ずるものとする。)</u>とする。ただし、<u>学歴免許等資格区分表の1の(5)に該当する者</u>については、6月を加えた年数とする。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 経験年数 職種に応じ、次に定めるところによる年数<u>(当該年数に常時勤務することを要しない者としての勤務期間又は休職その他の事由により勤務しなかった期間が含まれる場合にあっては、常時勤務することを要する者との勤務時間の差又は休職その他の事由により勤務しなかった期間がなかったとした場合との差を考慮して、人事委員会が別に定める年数とし、換算方法については、人事委員会が別に定める。)</u>をいう。</p> <p>ア 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員にあっては、修学年数調整表(別表第2)における<u>高校卒の学歴区分欄に掲げるその者の該当する学歴(学歴免許等資格区分表においてこの学歴に含まれる学歴免許等の資格を含む。以下「基礎学歴」という。)</u>を取得したとき以後の職員として在職した年数と職員として在職した期間以外の期間について<u>経験年数換算表(別表第3)</u>に定める換算率を乗じて得た年数(以下「換算年数」という。)とを合算した年数から、<u>修学年数調整表においてその者に適用されることとなった学歴免許等の資格の属する学歴区分の修学年数と基礎学歴の修学年数との差の年数を減じた年数(減ずる場合には、職員として在職した期間以外の期間の換算年数から減じ、なお、減ずる年数のある場合には、職員として在職した年数から減ずるものとする。)</u>をいう。ただし、<u>学歴免許等資格区</u></p>

イ 略

ウ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、医師又は歯科医師の免許又は免許を受ける資格を取得したとき以後の職員として在職した年数と換算年数とを合算した年数とする。

エ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員(薬剤師、診療放射線技師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床検査技師、衛生検査技師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の免許を必要とする職にある者に限る。)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職員にあっては、次の(ア)及び(イ)に掲げる年数を合算した年数から修学年数調整表に掲げる学歴区分のうちその者に適用される学歴区分に応じ調整年数の欄に定める減ずる年数(以下「減年数」という。)を差し引きした年数(差し引きする場合には、換算年数及び(イ)に掲げる年数から差し引きし、なお差し引きする年数のある場合には、職員として在職した年数から差し引くものとする。)とする。

(ア) 必要とする免許又は免許を受ける資格を取得したとき以後の職員として在職した年数と換算年数とを合算した年数

(イ) 必要とする免許又は免許を受ける資格を取得する前の経験年数換算表(2)(別表第3のイ)の必要とする免許の欄の区分に応じ同表の経歴の欄に掲げる業務に従事した期間について同表に定める換算率を乗じて得た年数

分表の1の(5)に該当する者については、6月を前記によって計算した年数に加えた年数とする。

イ 略

ウ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、医師若しくは歯科医師の免許又は免許を受ける資格取得後に医師又は歯科医師の職務に従事した年数をいう。

エ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、薬剤師、診療放射線技師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の免許を必要とする職にある者にあっては、それぞれの免許又は免許を受ける資格取得後にこれらの免許を必要とする職務に従事した年数からその者に適用されることとなった学歴免許等の資格の区分に応じ、修学年数調整表に減ずる年数(以下「調整年数」という。)が定められている者については、その年数を差し引きした年数をいう。

オ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員にあっては、次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれに定める年数から調整年数を差し引きした年数をいう。

(ア) 助産師 助産師の免許又は当該免許を受ける資格取得後に助産師、看護師又は准看護師の職務に従事した年数及び助産師の免許又は当該免許を受ける資格取得前に看護師又は准看護師の職務に従事した年数(准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第3号の規定に該当した者で助産師となったものにあっては、当該年数から3年を減じ

オ アからエまでに該当しない職員にあっては、当該職員に適用される学歴免許等の資格を取得したとき以後の職員として在職した年数と換算年数とを合算した年数から減年数を差し引きした年数（差し引きする場合には、換算年数から差し引きし、なお、差し引きする年数のある場合には、職員として在職した年数から差し引くものとする。）又はその者の選択された採用候補者名簿が確定したとき以後の職員として在職した年数と換算年数とを合計した年数とする。

(5)～(9) 略

別表第 1（第 2 条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大 学卒	略	ア 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(3) 専門職学位課程修了	

た年数)

(イ) 看護師 看護師の免許又は当該免許を受ける資格取得後に助産師、看護師又は准看護師の職務に従事した年数及び助産師養成所に入所していた年数並びに看護師の免許又は当該免許を受ける資格取得前に助産師又は准看護師の職務に従事した年数（准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で看護師となったものにあつては、当該年数から3年を減じた年数）

(ウ) 准看護師 准看護師の免許又は当該免許を受ける資格取得後に助産師、看護師又は准看護師の職務に従事した年数及び看護師の免許又は当該免許を受ける資格取得後に助産師養成所に入所していた年数

カ アからオまでに該当しない職員にあっては、当該職員に適用されることとなった学歴免許等の資格取得後において、職員として在職した年数と換算年数とを合算した年数から調整年数を差し引きした年数（差し引きする場合には、職員として在職した期間以外の期間の換算年数から差し引きし、なお、差し引きする年数のある場合には、職員として在職した年数から差し引くものとする。）又はその者の選択された採用候補者名簿が確定したとき以後において、職員として在職した年数と換算年数とを合計した年数をいう。

(5)～(9) 略

別表第 1（第 2 条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大 学卒	略	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	(3) 専門職学位課程修了	

	(4) 大学 6 卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は <u>薬学若しくは獣医学</u> に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業
	イ 略	
略		

備考 略

別表第4（第3条の2関係）

行政職給料表初任給基準表

略

備考 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

別表第8（第3条の2関係）

研究職給料表初任給基準表

略

備考 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

別表第10（第3条の2関係）

医療職給料表（2）初任給基準表

職種	学歴免許	試験区分	初任給
薬剤師	大学6卒		2級17号給
	大学卒		2級5号給
略			

備考 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

	(4) 大学 6 卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は <u>獣医学</u> に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業
	イ 略	
略		

備考 略

別表第4（第3条の2関係）

行政職給料表初任給基準表

略

別表第8（第3条の2関係）

研究職給料表初任給基準表

略

別表第10（第3条の2関係）

医療職給料表（2）初任給基準表

職種	学歴免許	試験区分	初任給
薬剤師	大学卒		2級5号給
略			

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

ア 経験年数換算表(1)

経歴の種類		換算率
国家公務員、地方公務員又は政府若しくは県の関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	10割以下
	その他の期間	8割以下（部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下）
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	10割以下
	その他の期間	8割以下
国立又は公立の学校又は講習所、私立学校及び各種学校の在学期間（中途退学の場合の在学期間を含み、正規の修学年数内の期間に限る。）		10割以下
その他の期間	教育、医療、海事又は研究に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	10割以下
	その他の期間	2割5分以下（部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、5割以下）

備考

- 1 経歴が重複する場合においては、いずれか有利な経歴によるものとし、同一の月において2以上の経歴がある場合には、当該月の全期間を最も有利な経歴に属する月として扱うものとする。
- 2 この表の「在職期間」に係る換算率は、常時勤務することを要する者としての勤務期間に係る換算率とし、常時勤務することを要しない者としての勤務期間又は休職その他の事由により勤務しなかった期間に係る換算率については、常時勤務することを要する者との勤務時間の差又は休職その他の事由により勤務しなかった期間がなかったとした場合との差を考慮して、人事委員会が別に定める。
- 3 経歴の種類欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で人事委員会が定めるものに係る換算率については、人事委員会が別に定める。

イ 経験年数換算表(2)

必要とする免許	経 歴	換算率
診療放射線技師	診療エックス線技師の業務等診療放射線技師の業務に直接関係ある業務に従事した期間	8割以下（部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下）
歯科衛生士	口くう衛生業務の補助に従事した期間	8割以下（部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下）
理学療法士及び作業療	理学療法又は作業療法の業務に従事し	8割以下（部局内の他の職員との均衡

法士	た期間	を著しく失する場合は、10割以下)
視能訓練士	視能訓練の業務に従事した期間	8割以下（部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下)
言語聴覚士	言語訓練、聴能訓練等に直接関係ある業務に従事した期間	8割以下（部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下)
臨床検査技師	衛生検査技師の業務等臨床検査技師の業務に直接関係ある業務に従事した期間	8割以下（部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下)
衛生検査技師	衛生検査の業務に従事した期間	8割以下（部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下)
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師	それぞれあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり、きゆう又は柔道整復に直接関係ある業務に従事した期間	8割以下（部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下)
助産師	看護師又は准看護師の業務に従事した期間（准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第4号の規定に該当した者で助産師となったものにあつては、准看護師の業務に従事した期間のうち3年を超える期間に限る。）	10割以下
	助産師、看護師又は准看護師の業務に関連する業務に従事した期間（当該免許の取得に当たって施行された資格試験に合格した後の期間に限る。）	8割以下
看護師	助産師又は准看護師の業務に従事した期間（准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で助産師となったものにあつては、准看護師の業務に従事した期間のうち3年を超える期間に限る。）	10割以下
	助産師、看護師又は准看護師の業務に関連する業務に従事した期間（当該免許の取得に当たって施行された資格試験に合格した後の期間に限る。）	8割以下
准看護師	准看護師の業務に関連する業務に従事した期間（当該免許の取得に当たって施行された資格試験に合格した後の期間に限る。）	8割以下

備考

- 1 経歴が重複する場合においては、いずれか有利な経歴によるものとし、同一の月において2以上の経歴がある場合には、当該月の全期間を最も有利な経歴に属する月として扱うものとする。
- 2 この表の換算率は、常時勤務することを要する者としての勤務期間に係る換算率とし、常時勤務することを要しない者としての勤務期間又は休職その他の事由により勤務しなかった期間に係る換算率につ

いては、常時勤務することを要する者との勤務時間の差又は休職その他の事由により勤務しなかった期間がなかったとした場合との差を考慮して、人事委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(号給の調整)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員として在職している者の号給については、施行日に新たに職員となる者との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第8号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	略 次長（衛生環境 研究所、消費生 活センター、農 業大学校及び農 林総合研究所園 芸試験場の次長 を除く。） 局長 筆頭総室長 総室長（森林・ 林業総室の総室 長を除く。） 危機管理局の副 局長（人事委員 会が承認したも のに限る。） 東京本部の本部 長 関西本部の本部 長 行財政改革局職 員人材開発セン ターの所長（人 事委員会が承認 したものに 限る。）	2種	知事の 事務部 局	本庁	略 次長（衛生環境 研究所、消費生 活センター、農 業大学校及び農 林総合研究所園 芸試験場の次長 を除く。） 局長 筆頭総室長 総室長（森林・ 林業総室の総室 長を除く。） 危機管理局の副 局長（人事委員 会が承認したも のに限る。） 東京本部の本部 長 関西本部の本部 長 <u>名古屋本部の本 部長（人事委員 会が承認したも のに限る。）</u> 行財政改革局職 員人材開発セン ターの所長（人 事委員会が承認 したものに 限る。）	2種

		<p><u>官房長</u> 衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。） 農業大学の校長（人事委員会が承認したものに限る。） 農林総合研究所の所長 農林総合研究所農業試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。） 行政監察 会計管理者 参事監</p>				<p>衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。） 農業大学の校長（人事委員会が承認したものに限る。） 農林総合研究所の所長 農林総合研究所農業試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。） 行政監察 会計管理者 参事監</p>	
		<p>課長（衛生環境研究所及び農業大学の課長を除く。） 危機管理局の副局長 副本部長 <u>名古屋代表部の部長</u> 行財政改革局職員人材開発センターの所長 文化観光局の副局長 <u>副官房長</u> 衛生環境研究所の所長及び次長 砂丘事務所の所長 くらしの安心局消費生活センターの所長 商工政策室の室長</p>	<p>3種</p>			<p>課長（衛生環境研究所及び農業大学の課長を除く。） 危機管理局の副局長 副本部長 <u>名古屋本部の本部長</u> 行財政改革局職員人材開発センターの所長 <u>新生公立大学設立準備室の室長</u> 文化観光局の副局長 衛生環境研究所の所長及び次長 砂丘事務所の所長 くらしの安心局消費生活センターの所長 商工政策室の室長</p>	<p>3種</p>

	<p>農業大学の校長、次長及び部長 森林・林業総室の総室長 農林総合研究所企画総務部の部長 農林総合研究所企画総務部技術普及室の室長 農林総合研究所農業試験場の場長 農林総合研究所園芸試験場の場長及び次長 農林総合研究所畜産試験場の場長 農林総合研究所中小家畜試験場の場長 農林総合研究所林業試験場の場長 総括検査専門員企画調整幹（人事委員会が承認したものに限る。）</p>				<p>農業大学の校長、次長及び部長 森林・林業総室の総室長 農林総合研究所企画総務部の部長 農林総合研究所企画総務部技術普及室の室長 農林総合研究所農業試験場の場長 農林総合研究所園芸試験場の場長及び次長 農林総合研究所畜産試験場の場長 農林総合研究所中小家畜試験場の場長 農林総合研究所林業試験場の場長 総括検査専門員企画調整幹（人事委員会が承認したものに限る。）</p>		
	<p>室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。） <u>危機管理専門官</u> 企画調整幹 民工芸振興官</p>	<p>4 種</p>			<p>室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。） <u>関西本部企業立地・移住促進チームのチーム長</u> 企画調整幹 民工芸振興官</p>	<p>4 種</p>	

略	地方 機関	総合事務所	略	
			局長（東部総合事務所福祉保健局、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長を除く。） 副局長 課長 農業改良普及所の所長 <u>西部農業改良普及所大山普及支所の支所長</u> 山陰道推進室の室長 基盤整備室の室長 大山・弓浜農業用水対策室の室長 医療指導監	3種
略		略		
略		略		
略	共通	略		
		参事	4種	
略		参事（行財政改革局職員人材開発センターの所掌事務に参画するものに限る。）	5種	
略	地方 機関	総合事務所	略	
			局長（東部総合事務所福祉保健局、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長を除く。） 副局長 課長 農業改良普及所の所長 <u>大山自然歴史館の館長</u> 大山・弓浜農業用水対策室の室長 <u>企画県民室の室長</u> <u>商工観光チームのチーム長</u> 医療指導監	3種
略		略		
略		略		
略	共通	略		
		参事	4種	

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

第2条 管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員以外の職員	再任用職員
行政職給料表	9級	1種	123,700円	107,100円
	8級	2種	89,200円	75,700円
	7級	2種	84,000円	69,200円
		3種	67,200円	55,300円
		4種	58,800円	48,400円
	6級	3種	63,100円	48,800円
		4種	55,200円	42,700円
		5種	47,400円	36,500円
	公安職給料表	9級	2種	90,800円
8級		2種	86,300円	73,400円
		3種	69,000円	58,600円
7級		3種	67,900円	53,100円
		4種	59,400円	46,500円
教育職給料表(1)	4級	3種	69,100円	64,500円
		4種	60,500円	56,500円
		5種	51,800円	48,500円
	3級	3種	67,000円	52,500円
		4種	58,600円	45,900円
		特4種	51,100円	41,800円
		5種	50,200円	39,400円
		6種	49,300円	38,500円
	7種	41,900円	32,800円	
	特2級	8種	34,400円	24,200円
	2級	8種	33,000円	21,900円
教育職給料表(2)	4級	3種	66,500円	62,900円
		4種	58,300円	55,000円
		5種	49,900円	47,300円
	3級	3種	64,900円	51,400円
		4種	56,800円	45,000円
		特4種	49,300円	40,900円
		5種	48,700円	38,600円
		6種	47,800円	37,800円
7種	40,600円	32,200円		
研究職給料表	5級	1種	122,700円	93,300円
		2種	98,100円	74,700円
	4級	2種	85,000円	63,200円
		3種	68,000円	50,600円
		4種	59,500円	44,200円
医療職給料表(1)	4級	1種	135,500円	114,000円
		2種	108,300円	91,200円

	3 級	3 種	86,700円	73,000円
		2 種	101,200円	76,900円
		3 種	80,900円	61,500円
医療職給料表(2)	7 級	2 種	83,100円	70,800円
		3 種	66,500円	56,700円
	6 級	3 種	63,100円	50,000円
		4 種	55,200円	43,700円
医療職給料表(3)	7 級	2 種	83,800円	71,900円
		3 種	67,100円	57,600円
	6 級	3 種	65,800円	50,500円
		4 種	57,600円	44,200円
		5 種	49,300円	37,900円
海 事 職 給 料 表	5 級	4 種	61,600円	47,400円

備考 「再任用職員」とは、給与条例第4条第11項に規定する再任用職員をいう。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第9号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
議会の事務局	局長 次長 課長 室長 参事 課長補佐（課内業務の総括、 庶務又は法制に関する事務を行 う課長補佐に限る。） 係長 （法制に関する事務を行う係長 に限る。）	議会の事務局	局長 次長 課長 室長 参事 課長補佐 主幹（庶務又は法 制に関する事務を行う主幹に限 る。） 副主幹（法制に関する 事務を行う副主幹に限る。）
知事 の本 事務 部 局	本庁 統轄監 部長（農業大学の部 長を除く。） 理事監 本部長 次長 参事監 局長 官房長 筆頭総室長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験 場の所長を除く。） 行政監察 監 課長（農業大学の課長を 除く。） 室長（衛生環境研究 所の室長及び農林総合研究所の 室長（技術普及室の室長を除 く。）を除く。） 副局長 副 本部長 副官房長 校長 危機 管理専門官 企画調整幹 民工 芸振興官 参事 税務専門員 医長 課長補佐（課内業務の総 括又は庶務に関する事務を行う 課長補佐、総務課の課長補佐の うち知事若しくは副知事の秘書 又は庁舎の秩序の維持に関する 事務を行うもの、人事企画課の 課長補佐及び業務効率推進課の 課長補佐のうち行政組織又は職 員定数に関する事務を行うもの に限る。） 主幹（農林総合研 究所企画総務部総務担当の主幹	知事 の本 事務 部 局	本庁 統轄監 部長（農業大学の部 長を除く。） 理事監 本部長 次長 参事監 局長 筆頭総 室長 総室長 場長 所長（農 林総合研究所園芸試験場の所長 を除く。） 行政監察監 課長 （農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長 及び農林総合研究所の室長（技 術普及室の室長を除く。）を除 く。） 副局長 副本部長 校 長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長（関西本部企業立地 ・移住促進チームのチーム長に 限る。） 参事 税務専門員 秘書 医長 課長補佐 室長補 佐 筆頭主幹 主幹（庶務に関 する事務を行う主幹並びに総務 課秘書担当、人事企画課及び業 務効率推進課改革推進担当の主 幹に限る。） 総括主計員 主 計員 企画員 主任監察員 副 主幹（総務課庁舎管理担当、人 事企画課、福利厚生課及び業務 効率推進課改革推進担当の副主

		に限る。) 総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 係長 (総務課の係長のうち知事若しくは副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の係長、業務効率推進課の係長のうち行政組織又は職員定数に関する事務を行うもの及び福利厚生課の係長に限る。) 監察員 主事 (総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの及び人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うものに限る。)			幹に限る。) 監察員 主事 (人事企画課の主事で、企画に関する事務を行うものに限る。)
	総合事務所	所長 局長 副局長 課長 支所長 室長 (心と女性の相談室、医薬・疾病対策室及び医薬・感染症対策室の室長を除く。) チーム長 参事 医療指導監 課長補佐 (庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。) 主幹 (庶務に関する事務を行う主幹に限る。)		総合事務所	所長 局長 副局長 課長 室長 (心と女性の相談室、医薬・疾病対策室及び感染症・疾病対策室の室長を除く。) チーム長 参事 医療指導監 館長 課長補佐 主幹 (庶務に関する事務を行う主幹に限る。)
	略			略	
	会計管理者	会計管理者 局長 課長 室長 課長補佐 (課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。) 係長 (会計指導課の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。)		会計管理者	会計管理者 局長 課長 室長 課長補佐 主幹 (会計指導課 資金運用・国費担当の主幹に限る。)
教育委員会事務局の事務部局等	教育委員会事務局の事務部局等	本庁 教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 (課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐及び教育総務課の課長補佐に限る。) 係長 (教育総務課の係長のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うもの、小中学校課及び高等学校課の係長のうち人事に関する事務を行うもの並びに特別支援教育課の係長のうち庶務又は人事に		教育委員会事務局の事務部局等	本庁 教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 主幹 (教育総務課総務担当、給与担当及び企画調整担当の主幹に限る。) 係長 (小中学校課管理係、特別支援教育課管理係及び高等学校課管理係の係長に限る。) 副主幹 (教育総務課給与担当、人事担当及び企画調整担当、小中学校課就学助成担当及び管理係、特別支援教育課総

	<p>関する事務を行うものに限る。) 管理主事(小中学校課、特別支援教育課及び高等学校課の管理主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。) 主事(教育総務課の主事のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うもの並びに小中学校課及び高等学校課の主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。)</p>		<p>務担当並びに高等学校課管理係の副主幹に限る。) 管理主事(小中学校課、特別支援教育課及び高等学校課の管理主事で人事関係の企画に関する事務を行うものに限る。) 主事(教育総務課給与担当、人事担当及び企画調整担当、小中学校課就学助成担当並びに高等学校課管理係の主事で人事関係の企画に関する事務を行うものに限る。)</p>
略	略	略	略
略	略	略	略
人事委員会事務局	局長 次長 課長 係長	人事委員会事務局	局長 次長 課長 副主幹
略	略	略	略
備考		備考	
1 略		1 略	
2 略		2 略	この表中「課長補佐」とは、課長補佐のうち庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐をいう。
3 略		3 略	この表中「室長補佐」とは、室長補佐のうち庶務に関する事務を行う室長補佐をいう。
		4 略	
		5 略	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第10号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																						
別表（第2条関係） 1 及び 2 略 3 智頭町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会事務局</td> <td>事務局長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>校長 教頭</td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局</td> <td>事務局長</td> </tr> </tbody> </table> 4 略 5 三朝町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>統括監 課長 参事 次長 局長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育長 課長 参事 次長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 6 及び 7 略 8 北栄町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>課長 出納室長 総務室長 財務室長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 9 略 10 大山町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>園長</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	議会事務局	事務局長	略		小学校	校長 教頭	農業委員会事務局	事務局長	機 関	職	略		町長部局	統括監 課長 参事 次長 局長	略		教育委員会事務局	教育長 課長 参事 次長	略		機 関	職	略		町長部局	課長 出納室長 総務室長 財務室長	略		機 関	職	略		保育所	園長	別表（第2条関係） 1 及び 2 略 3 智頭町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会事務局</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>校長 教頭</td> </tr> </tbody> </table> 4 略 5 三朝町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>課長 参事 次長 局長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育長 課長 次長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 6 及び 7 略 8 北栄町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>課長 出納室長 課長補佐 (総務課に所属するものに 限る。) 総務室長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 9 略 10 大山町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>主幹所長</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	議会事務局	局長	略		小学校	校長 教頭	機 関	職	略		町長部局	課長 参事 次長 局長	略		教育委員会事務局	教育長 課長 次長	略		機 関	職	略		町長部局	課長 出納室長 課長補佐 (総務課に所属するものに 限る。) 総務室長	略		機 関	職	略		保育所	主幹所長
機 関	職																																																																						
議会事務局	事務局長																																																																						
略																																																																							
小学校	校長 教頭																																																																						
農業委員会事務局	事務局長																																																																						
機 関	職																																																																						
略																																																																							
町長部局	統括監 課長 参事 次長 局長																																																																						
略																																																																							
教育委員会事務局	教育長 課長 参事 次長																																																																						
略																																																																							
機 関	職																																																																						
略																																																																							
町長部局	課長 出納室長 総務室長 財務室長																																																																						
略																																																																							
機 関	職																																																																						
略																																																																							
保育所	園長																																																																						
機 関	職																																																																						
議会事務局	局長																																																																						
略																																																																							
小学校	校長 教頭																																																																						
機 関	職																																																																						
略																																																																							
町長部局	課長 参事 次長 局長																																																																						
略																																																																							
教育委員会事務局	教育長 課長 次長																																																																						
略																																																																							
機 関	職																																																																						
略																																																																							
町長部局	課長 出納室長 課長補佐 (総務課に所属するものに 限る。) 総務室長																																																																						
略																																																																							
機 関	職																																																																						
略																																																																							
保育所	主幹所長																																																																						

略	略																		
11 略	11 略																		
12 伯耆町	12 伯耆町																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育長 教育次長 室長 参事</td> </tr> <tr> <td>文化センター</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		教育委員会事務局	教育長 教育次長 室長 参事	文化センター	館長	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育長 教育次長 室長 参事</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		教育委員会事務局	教育長 教育次長 室長 参事	略	
機 関	職																		
略																			
教育委員会事務局	教育長 教育次長 室長 参事																		
文化センター	館長																		
略																			
機 関	職																		
略																			
教育委員会事務局	教育長 教育次長 室長 参事																		
略																			
13及び14 略	13及び14 略																		
15 江府町	15 江府町																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>校長 教頭</td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局</td> <td>局長</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		小学校	校長 教頭	農業委員会事務局	局長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>校長 教頭</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		小学校	校長 教頭				
機 関	職																		
略																			
小学校	校長 教頭																		
農業委員会事務局	局長																		
機 関	職																		
略																			
小学校	校長 教頭																		
16～28 略	16～28 略																		
備考 略	備考 略																		

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

局

備考 略

局

備考 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第12号

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則（平成20年鳥取県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）別表第2の備考2、別表第3アの備考2、同表イの備考2、別表第4の備考2、別表第5アの備考2、同表イの備考2、同表ウの備考2 <u>又は別表第6の備考2</u>の規定に基づき、他の職員との権衡上必要な給料月額の調整について定めるものとする。</p> <p>(給料月額の調整)</p> <p>第2条 条例別表第2から別表第6までの給料表の適用を受ける職員であって、その職務の級及び号給がその者に適用される給料表の別に応じ、別表のアからクまでの職務の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給であるものの給料月額は、当該給料表に定める給料月額に、それぞれ別表の割合欄に定める割合を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）別表第2の備考2、別表第3アの備考2、同表イの備考2、別表第4の備考2、別表第5アの備考2、同表イの備考2、同表ウの備考2 <u>若しくは別表第6の備考2又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号。以下「平成18年改正給与条例」という。）附則第7条の規定に基づき、他の職員との権衡上必要な給料月額の調整について定めるものとする。</u></p> <p>(給料月額の調整)</p> <p>第2条 条例別表第2から別表第6までの給料表の適用を受ける職員 <u>（平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第14号。以下「規則」という。）第4条又は第5条の規定の適用を受ける職員及び再任用職員を除く。）</u>であって、その職務の級及び号給がその者に適用される給料表の別に応じ、別表のアからクまでの職務の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給であるものの給料月額は、当該給料表に定める給料月額 <u>（平成18年改正給与条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員にあつては、その者が平成18年3月31日において受けていた給料月額）</u>に、それぞれ別表の割合欄に定める割合を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p><u>2 条例別表第2から別表第6までの給料表の適用を</u></p>

7 級	21号給	<u>10,000分の9,493</u>
	22号給	<u>10,000分の9,496</u>
	23号給	<u>10,000分の9,496</u>
	24号給	<u>10,000分の9,499</u>
	25号給	<u>10,000分の9,499</u>
	26号給	<u>10,000分の9,501</u>
	27号給	<u>10,000分の9,501</u>
	28号給	<u>10,000分の9,504</u>
	29号給	<u>10,000分の9,504</u>
	30号給	<u>10,000分の9,499</u>
	31号給	<u>10,000分の9,494</u>

	115号給	10,000分の9,639
	116号給	10,000分の9,639
	117号給	10,000分の9,637
	118号給	10,000分の9,625
	119号給	10,000分の9,613
	120号給	10,000分の9,601
	121号給	10,000分の9,592
7 級	22号給	<u>10,000分の9,311</u>
	23号給	<u>10,000分の9,312</u>
	24号給	<u>10,000分の9,313</u>
	25号給	<u>10,000分の9,314</u>
	26号給	<u>10,000分の9,315</u>
	27号給	<u>10,000分の9,316</u>
	28号給	<u>10,000分の9,320</u>
	29号給	<u>10,000分の9,321</u>
	30号給	<u>10,000分の9,314</u>

イ 教育職給料表(1)

職務の級	号給	割合
2 級	25号給	1,000分の994
	26号給	1,000分の993
	27号給	1,000分の992
	28号給	1,000分の991
	29号給	1,000分の990
	30号給	1,000分の989
	31号給	1,000分の987
	32号給	1,000分の985
	33号給	1,000分の983
	34号給	1,000分の981
	35号給	1,000分の979
	36号給	1,000分の977
	37号給	1,000分の975
	38号給	1,000分の973
	39号給	1,000分の971
	40号給	1,000分の969
41号給	1,000分の967	
42号給	1,000分の965	
43号給	1,000分の963	
44号給	1,000分の961	
特2 級	1号給	10,000分の9,867
	2号給	10,000分の9,861
	3号給	10,000分の9,843
	4号給	10,000分の9,814
	5号給	10,000分の9,790

6号給	10,000分の9,766
7号給	10,000分の9,742
8号給	10,000分の9,719
9号給	10,000分の9,696
10号給	10,000分の9,674
11号給	10,000分の9,649
12号給	10,000分の9,628
13号給	10,000分の9,603

ウ 教育職給料表(2)

職務の級	号給	割合
2級	37号給	1,000分の994
	38号給	1,000分の993
	39号給	1,000分の992
	40号給	1,000分の991
	41号給	1,000分の990
	42号給	1,000分の989
	43号給	1,000分の987
	44号給	1,000分の985
	45号給	1,000分の983
	46号給	1,000分の981
	47号給	1,000分の979
	48号給	1,000分の977
	49号給	1,000分の975
	50号給	1,000分の973
	51号給	1,000分の971
	52号給	1,000分の969
	53号給	1,000分の967
54号給	1,000分の965	
55号給	1,000分の963	
56号給	1,000分の961	
特2級	1号給	10,000分の9,867
	2号給	10,000分の9,861
	3号給	10,000分の9,843
	4号給	10,000分の9,814
	5号給	10,000分の9,790
	6号給	10,000分の9,766
	7号給	10,000分の9,742
	8号給	10,000分の9,719
	9号給	10,000分の9,696
	10号給	10,000分の9,674
	11号給	10,000分の9,649
	12号給	10,000分の9,628
	13号給	10,000分の9,603
3級	1号給	10,000分の9,377
	2号給	10,000分の9,349

	3号給	10,000分の9,321
--	-----	---------------

エ 研究職給料表

職務の級	号給	割合
2級	47号給	10,000分の9,592
	48号給	10,000分の9,594
	49号給	10,000分の9,627
	50号給	10,000分の9,694
	51号給	10,000分の9,707
	52号給	10,000分の9,679
	53号給	10,000分の9,685
	54号給	10,000分の9,698
	55号給	10,000分の9,700
	56号給	10,000分の9,708
	57号給	10,000分の9,711
	58号給	10,000分の9,713
	59号給	10,000分の9,711
	60号給	10,000分の9,663
61号給	10,000分の9,597	

オ 医療職給料表(1)

職務の級	号給	割合
1級	13号給	1,000分の1,000
	14号給	1,000分の999
	15号給	1,000分の998
	16号給	1,000分の997
	17号給	1,000分の996
	18号給	1,000分の995
	19号給	1,000分の993
	20号給	1,000分の991
	21号給	1,000分の989
	22号給	1,000分の987
	23号給	1,000分の985
	24号給	1,000分の983
	25号給	1,000分の981
	26号給	1,000分の979
	27号給	1,000分の977
	28号給	1,000分の975
	29号給	1,000分の973
30号給	1,000分の971	
31号給	1,000分の969	
32号給	1,000分の967	

カ 医療職給料表(2)

職務の級	号給	割合
3級	5号給	1,000分の994
	6号給	1,000分の993
	7号給	1,000分の992

イからカまで 削除

キ 医療職給料表(3)

職務の級	号給	割合

8号給	1,000分の991
9号給	1,000分の990
10号給	1,000分の989
11号給	1,000分の987
12号給	1,000分の985
13号給	1,000分の983
14号給	1,000分の981
15号給	1,000分の979
16号給	1,000分の977
17号給	1,000分の975
18号給	1,000分の973
19号給	1,000分の971
20号給	1,000分の969
21号給	1,000分の967
22号給	1,000分の965
23号給	1,000分の963
24号給	1,000分の961

キ 医療職給料表(3)

職務の級	号給	割合
3級	5号給	1,000分の994
	6号給	1,000分の993
	7号給	1,000分の992
	8号給	1,000分の991
	9号給	1,000分の990
	10号給	1,000分の989
	11号給	1,000分の987
	12号給	1,000分の985
	13号給	1,000分の983
	14号給	1,000分の981
	15号給	1,000分の979
	16号給	1,000分の977
	17号給	1,000分の975
	18号給	1,000分の973
	19号給	1,000分の971
	20号給	1,000分の969
	21号給	1,000分の967
	22号給	1,000分の965
	23号給	10,000分の9,646
24号給	10,000分の9,644	
25号給	10,000分の9,639	
26号給	10,000分の9,641	
27号給	10,000分の9,639	
28号給	10,000分の9,641	
29号給	10,000分の9,647	

30号給	10,000分の9,649
31号給	10,000分の9,651
32号給	10,000分の9,653
33号給	10,000分の9,655
34号給	10,000分の9,661
35号給	10,000分の9,666
36号給	10,000分の9,672
37号給	10,000分の9,670
38号給	10,000分の9,672
39号給	10,000分の9,673
40号給	10,000分の9,675
41号給	10,000分の9,677
42号給	10,000分の9,675
43号給	10,000分の9,674
44号給	10,000分の9,672
45号給	10,000分の9,670
46号給	10,000分の9,672
47号給	10,000分の9,673
48号給	10,000分の9,675
49号給	10,000分の9,670
50号給	10,000分の9,671
51号給	10,000分の9,673
52号給	10,000分の9,674
53号給	10,000分の9,676
54号給	10,000分の9,674
55号給	10,000分の9,673
56号給	10,000分の9,671
57号給	10,000分の9,663
58号給	10,000分の9,661
59号給	10,000分の9,659
60号給	10,000分の9,658
61号給	10,000分の9,653
62号給	10,000分の9,651
63号給	10,000分の9,649
64号給	10,000分の9,648
65号給	10,000分の9,649
66号給	10,000分の9,647
67号給	10,000分の9,646
68号給	10,000分の9,644
69号給	10,000分の9,648
70号給	10,000分の9,637
71号給	10,000分の9,627
72号給	10,000分の9,616
73号給	10,000分の9,599
95号給	10,000分の9,597

6 級 1 号給 <u>1,000分の950</u>	ク 略	96号給	10,000分の9,612
		97号給	10,000分の9,618
		98号給	10,000分の9,627
		99号給	10,000分の9,622
		100号給	10,000分の9,608
		101号給	10,000分の9,592
		6 級 1 号給 <u>10,000分の9,314</u>	ク 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第13号

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則を廃止する規則

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第14号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。